四一〇一・五〇のうち	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	無税	無税	無税	▽無税
四一〇一・九〇のうち	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの以外のもの	無税	無税	無税	▽無税
	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）	無税	無税	無税	▽無税
四一〇二	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの以外のもの	無税	無税	無税	▽無税
	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬けし、酸漬けその他の保存に適する処理をしたものでなめし、パーチメント仕上げをしたもの又はこれら以上の加工をしてあるものに限るものとし、毛が付いているものを除く。ただし、毛が付いているかいないかを問わない。この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	無税	無税	無税	▽無税
四一〇二・一〇	毛が付いているもの	無税	無税	無税	▽無税
	毛が付いていないもの				
	酸漬けしたもの	無税	無税	無税	▽無税
	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの以外のもの	無税	無税	無税	▽無税
	その他のもの				
	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの以外のもの	無税	無税	無税	▽無税
	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬けし、酸漬けその他の保存に適する処理をしたものでなめし、パーチメント仕上げをしたもの又はこれら以上の加工をしてあるものに限るものとし、毛が付いているかないかを問わないが脱毛してあるかないかは問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	無税	無税	無税	▽無税
四一〇三	やぎのもの				
	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの以外のもの	無税	無税	無税	▽無税
	爬虫類（は）のもの				
	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの以外のもの	無税	無税	無税	▽無税
	豚のもの				
	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの以外のもの	無税	無税	無税	▽無税
	その他のもの				
	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの以外のもの	無税	無税	無税	▽無税
四一〇三・一〇のうち	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含む。）とし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	無税	無税	無税	▽無税
四一〇三・二〇のうち	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	無税	無税	▽無税
四一〇三・三〇のうち	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊、チベット羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	無税	無税	▽無税
	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	無税	無税	▽無税
四一〇三・四〇のうち	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	無税	無税	▽無税
四一〇三・九〇のうち	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	無税	無税	▽無税
	やぎ又はうさぎのもの				
	その他のもの	無税	無税	無税	▽無税
	羊又はやぎのもの				
	うさぎ又はミンクのもの				
	うさぎのもの	三・五％	三・五％	三・五％	▽無税
	ミンクのもの	一五％	三・五％	無税	▽無税
	その他のもの	三・五％	二・一％	無税	▽無税
四三〇一・三〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	無税	無税	無税	▽無税
四三〇一・六〇	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）				
四三〇一・七〇	繊獣毛				
四三〇一・八〇	カシミヤやぎのもの	無税	無税	無税	▽無税
四三〇一・九〇	その他のもの	無税	無税	無税	▽無税
五一〇二	粗獣毛	無税	無税	無税	▽無税
五一〇二・一一	小麦、メスリン及びライ小麦並びにこれらの加工品及び調製品				
五一〇二・一九	小麦のペレット	一一〇三・二〇のうち	五、五六五、〇〇〇トン（※）	五、七四〇、〇〇〇トン（※）	（＊6）
五一〇二・二〇			二五％	二五％	（※）小麦換算数量

第一B節　関税割当て

次の部分は、従前の譲許表の関連部分に代わる。

品名	関税率表番号	当初割当数量及び枠内税率	最終割当数量及び枠内税率	実施期間	原交渉国	その他の条件
1	2	3	4	5	6	7
						1　1欄の物品に関する枠内税率は、日本国の代行機関が当該物品の日本国内におけるなお一キログラムにつき七四円を超えない範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止された場合には、当該制度が廃止された時点において有効力を有していた譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国の政府が実質的に同等の水準の目的で定めるアクセス機会を与えて得た税率による枠内関税率を加えて得た税率を課する。
小麦、メスリン及びライ小麦並びにこれらの加工品及び調製品						
小麦のペレット	一一〇三・二〇のうち	五、五六五、〇〇〇トン（※） 二五％	五、七四〇、〇〇〇トン（※） 二五％			（＊6） （※）小麦換算数量